平成31年度

生活介護事業施設入所支援事業短期入所事業

事業計画書

社会福祉法人 いすず会 一之江あゆみの園

目 次

第1章	運営方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	施設概要 組織図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 4
第3章	今後の方向性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第4章	利用者支援計画 1.生活 2.健康管理 3.栄養管理 4.事務・経理 5.理学療法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第5章	委員会・会議・ 1.委員会活動 2.その他の業 3.会議 4.研修	þ			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	15
第6章	家族・地域との 1.家族との連 2.短期入所 3.ボランティ 4.実習生 5.地域交流	携	5	.j .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (•	•	• •	19
第7章	防災計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第8章	年間行事計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第9章	勤務時間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
第10章	情報公開と情報	管理	!			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 21
第11章	生活時間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
用語解説			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		23

第1章 運営方針

利用者一人ひとりが尊重され、いきいきと安心して暮らせる施設を目指してその人らしい生活の中で、充実した日々を過ごせるよう支援する。障害のあるなしにかかわらず、地域の一員として過ごせる施設として、ノーマライゼーションを実践していく。

◇ 利用者中心の生活

自己実現のために一人ひとりの個性や意志を尊重すると共に、健康で安全な 生活を具現化するための人的・物的な環境の整備を図る。

◇ 専門的支援の提供

利用者自身が主体的な生活を送るために、職員は話し合いや学習、研修を通じて自己研鑽に努め、より質の高い専門的支援を提供する。

◇ 地域社会との交流

地域の一員としての施設という位置づけを確認し、地域に密着した交流に 努め、ノーマライゼーションを実現していく。

第2章 施設概要

1. 運営主体 社会福祉法人いすず会(理事長 湯沢高弘)

2. 開所 平成 16 年 04 月 01 日

3. 所在地 〒132-0023 東京都江戸川区西一之江三丁目 12 番 13 号 電話 03-5661-5171 FAX 03-5661-5172

http://www 13.ocn.ne.jp/~ayumien/ E-mail ayuminosono@dream.ocn.ne.jp

4. 利用者定員 生活介護 40 名 (男性 22、女性 18) 施設入所支援 36 名 (男性 20、女性 16) 短期入所 4 名 (男性 2、女性 2)

5. 職員数 (平成31年4月1日現在)

施設長 1(サービス管理責任者兼務)

事務長 1

係長 1

支援員 26(主任 2 リーダー2・サブリーダー2 含む)

パート支援員3 派遣社員1

看護師 2 嘱託理学療法士 1 栄養士 1

嘱託医 1 事務員 2 用務員 3

延べ床面積 1.860.8 ㎡ 鉄筋コンクリート造 4 階建

7. 室構成 居室 40 (全室個室、うち 2 人室対応可能居室 2)、指導室兼談話室 1、指導室 2、食堂、厨房、事務室、指導員室 2、医務室、静養室 2、相談室、トイレ 4 、9障者用トイレ 4 、浴室 2 、職員

更衣室 2

リネン室 2 、職員用トイレ 2 、給湯室、洗濯室、機械室、他

8. 主要設備 冷暖房、エレベーター、防火スプリンクラー、オゾン発生装置、 機械警備装置、障がい者施設支援システム、他

組織図

第3章 今後の方向性

事業計画の策定にあたって

1、 社会福祉法人制度改革について

昨年度、社会福祉制度改革があり、社会福祉法一部改正により(1)経営組織のガバナンスの強化(2)事業運営の透明性の向上(3)財務規律の強化(4)地域における公益的な取組を実施する責務(5)行政の関与の在り方を徹底して行く事になり、社会福祉法人いすず会も法律・制度に則り運営を進めて行きます。

2、今年度の目標と今後の方向性

いすず会は先代の理事長である湯沢富美子氏が知的障がい者の「親なきあと」を一途に考え、平成7年頃より設立準備を開始した社会福祉法人です。巨額の私費を投じ、また入所施設建設をめぐるさまざまな障がいを乗り越え、平成16年に念願の知的障がい者入所更生施設「一之江あゆみの園」を江戸川区西一之江の地に設立されました。

平成 26 年度より前理事長の遺志を継いで就任された湯沢高弘理事長のもと、障がいを持つ方々へさらなる良質のサービスを提供し、創設者の遺志である「親なきあと」の施設として末永く利用者の方が安全で安心そして快適に暮らして行けるよう、ひき続き支援を行って参ります。

その為、前年度は利用者の障がいの重度化や高齢化対策として、1階リネン庫を機械浴室へ改修しています。機械浴本体は東京都共同募金会が取り扱うNHK歳末助けあいにより3,220,000円の補助金を受けています。また、2階男女洗面所とトイレをワンフロアーへ改修し、男女とも障がい者トイレの増設を行いました。また、既存建物省エネ化推進事業の採択により、空調設備の入れ替え、館内 LED 化、窓のフィルム工事等を行っています。

今年度も機器及び設備の更新としてパソコンの入れ替え、利用者の健康面や感染症対策として談話室に大型除菌・消臭・加湿器(ピュアウォッシャー)の導入、利用者高齢化、障がい重度化、職員の腰痛予防として試行的に障がい者トイレ1ヶ所にリフトの導入を行って行く。その他、介護ベッド2台、リクライニング車椅子1台、シャワーキャリー2台、車いす用の体重計、館内・居室の手すり設置、肘掛け椅子の交換等を予算計上して導入、入れ替えを進めていきます。

次に一之江あゆみの園に入所されている利用者の状況ですが、男性 20 名の平均年齢が 51.8 歳。女性 16 名の平均年齢が 52.6 歳。男女平均は 52.2 歳です。最年少が 36 歳、最年長が 75 歳になります。障がい支援区分の平均が 5.25、区分 6 の方が 18 名と半数となっいます。障がいの重度化が進んでいる状況です。車いすを使用する方も全体の 1/3 と増え、歩行や行動面で見守りが必要な方を含めると全体の 2/3 となり一人ひとりの支援に時間を要するようになってきています。そのような中、前年度は改修工事などもあり、全体の生活時間の見直しを行っています。

次に前年度の入院について、肺炎1件・腸閉塞(腸管癒着剥離手術)1件・てんか んの検査入院から胆管炎が見つかり手術1件の計3件となっています。また、1月 下旬より A 型インフルエンザ蔓延し利用者 17 名(疑い 2 名含む) 職員 4 名が罹り ましたが、入院に至るケースはありませんでした。国の方針として嘱託医を窓口と して通院して行く事となっています。緊急の場合は家族同行のもと通院・入院対応 を行っていますが、家族の高齢化等で緊急の対応が難しい状況も考えられます。そ の為、緊急時の蘇生行為に関する書面を交わして行く事を調整していきます。また、 入院する際には入院保証金や個室差額ベッド代などの費用がかかってくる状況が考 えられます。入所者の高齢化は元より家族の高齢化も進んでいる観点から前年度は 顧問弁護士よる成年後見人制度についての説明会を開催しています。引き続き推進 して行く必要があります。 開所より 16 年目をむかえ利用者の皆様の生活環境は安定 していますが、身体的な低下や施設という共同生活に適用できず心理的なストレス や情緒面の変化・認知症の症状が見られる利用者が少しずつ増えています。一之江 あゆみの園では医療的ケアの対応は行っていない為、健康であれば問題ありません が、本人の状態の変化や長期入院などで退所するケースも見られています。今後は より相談支援事業所や区と連携を取りながら、園として早期通院を心がけ家族の協 力を得て症状の軽減に努めて行きたいと思います。

男性 20 名 平均 51.8 歳 女性 16 名 平均 52.6 歳 男女平均 52.2 歳

		30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合 計
男	性	1名	7名	9名	1名	2名	20名
女	性	0名	7名	5名	3名	1名	16名
合	計	1名	14名	14名	4名	3名	36名

障害支援区分(平均区分5.25)

	区分4	区分5	区分6	合 計
男性	4名	7名	9名	20名
女 性	5名	2名	9名	16名
合 計	9名	9名	18名	36名

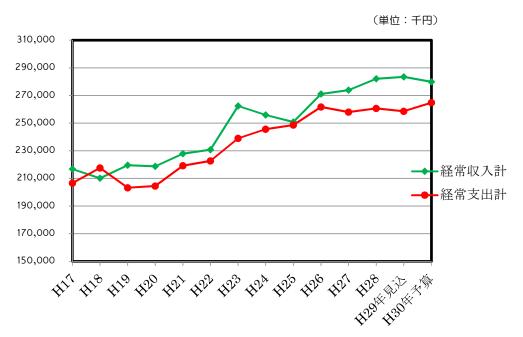
3 一之江あゆみの園の運営状況

~入所者をいつまでも支援するために~

前年度より入所者の方の高齢化と重度化に伴い支援区分が高くなった事で安定した収入が見込まれています。工費については29年度、屋上階リネン庫増設工事と30度、空調設備入れ替え工事に関しては、朝日信用金庫より40,000,000円の借入れをしています。今後も補助金申請・借入金返済計画・修繕積立金を行う事で年間の運営負担軽減に努めて行く事とします。

人材確保・育成について、近年どこの事業所でも人材確保には苦労をしている状況となっています。前年度、アルバイトから 10 月に卒業したと同時に女性支援員を本採用している。また、引き続き、人材確保の為、学校訪問や実習生の反省会、巡回の教職員と面談をする時間を増やした事で新卒の採用者(女性)を 1 名確保することが出来ています。現在、女性支援員 1 名欠員状態となっていますが、派遣社員やパート支援員で調整している。4 月より育児休暇中の支援員が復職する予定となっています。高齢化・重度化対策として設備面だけでなく、前年度は初任者介護体験研修を取り入れ介護に関しての体の使い方などを学んでいます。引き続き PT (理学療法士)とも連携し入所者の方のリハビリも継続して体力の維持に努めていきます。また、専門的な支援を行っていく為、介護福祉士・社会福祉士資格取得を推進し前年度は 6 名の支援員が受験している。有資格者が増える事により人材育成や質の高い利用者支援に力を入れて行きます。有資格者が増える事で外国人介護士候補者の受け入れも視野に入れて行きます。今後は設備改修の計画だけでなく、法人として中長期の事業展開を現場の状況や近隣の土地の状況を確認しつつ模索して行く事とします。

収支状況



第4章 利用者支援計画

1. 生 活

ア、 個別支援計画

全職員が統一した方針のもとで支援をする

• アセスメントをもとに年度始めに1年間の個別支援計画を作成する。計画は施設・利用者・家族の三者面談で決定し三者が合意のもとで実施していく。支援計画についてはモニタリング(見直し)として年度途中で「中間点検」を実施し、変更点が生じた場合は利用者または家族からその同意を得るようにする。短期目標に関しては期間終了時にモニタリングを行い目標の継続・変更を行っていく。

その他、月毎の支援計画推進状況を記した「月間まとめ」を作成し、家族へ個別支援計画の進捗状況を年 12 回報告する。グループ打ち合わせや支援会議で検討課題の確認や見直しを随時行い、必要に応じて計画の変更を行う。なお、年度末には総括を行う。



- ■進捗状況を検証し「月間まとめ」として年 12 回保護者へ報告
- ■総括を踏まえ次年度の「個別支援計画」を作成
- 今年度もグループ担当制 (男性 1 グループ・女性 1 グループ・男女混合 2 グループ)
- 年間目標については本人、家族の意向を踏まえながら利用者自身の意思を 尊重し本人主体の目標設定や支援計画となるように配慮する。また、意思表 示の難しい方については日常生活を通して希望を洞察することで計画が作成 されるよう配慮する。
- 全職員が利用者個々の支援計画を把握する為、利用者支援目標一覧表を作成して施設全体として統一した支援を実践していく。また、ケース項目の「個別支援計画対応」をより活用して入力する事で把握に努めて行く。

イ、食事

「食事が楽しくできるよう環境を整える

- 利用者にとって「食は生活の中の楽しみの一つ」と捉え、ゆったりとコミュニケーションとりながら楽しめるような利用者主体の雰囲気、環境作りに配慮する。
- 利用者が主体的に食事を摂取できるように、必要に応じて椅子やエプロン、食器や自助具の工夫と配慮をする。
- 職員が率先垂範しながらできるだけ利用者自身が食事の準備(配膳)や片

付け(下膳)、テーブル拭きや食堂掃除を行い、様々な食事場面に関われるよう配慮する。

- 支援員、栄養士、委託業者の調理員との連携の中で、誤飲、誤嚥を防ぐための食事の形態を配慮する。また、医師の指示の元、食事制限の際は食事箋を記入してもらう。
- ・ 食材、メニューの偏りが無く、かつ画一的な食事とならないよう献立・給食会議等を通じて意見交換を行い、工夫、改善を実践して行く。(全体的な体調の傾向、体質変化に合わせた栄養価の調整や、普段のメニューとは違う選択食や行事食、バイキング食、誕生月リクエスト食の提供など)
- 基本食堂で食事を提供していくが利用者の情緒面を考慮して時間をずらす、 場所を変えて対応する事とする。
- 利用者会で提案されたメニューを献立に反映していく。

ウ、排泄

健康の維持のための排泄であり、自立を促すように配慮する

- ご本人のペースで安心して排泄ができるよう清潔、清掃、施錠の確認などを 心掛け、衛生環境、安全環境の整備をはかると共に、プライバシーの保護に関 しても十分に配慮する。
- 個人の排泄リズムを重視しながら失禁がある利用者に対しては、必要に応じて定時誘導や生活の節目での声掛け、あるいは衣類の工夫等を職員間で連携を綿密に行い、失禁を減らす方向で対応を考える。また、排泄状況(回数・量・内容物等)を確認することで健康チェックを行い、その後の対応につなげる。
- 事故防止のための注意と環境設定などの具体的配慮をする。(職員間での声掛け徹底、便座の温度調節、転倒防止策・鍵の改善等)
- 便秘に関しては医務と連携を取り排泄が確認された場合は報告を行なう。

エ、入浴

全身の清潔を保ちながら健康的に生活し、情緒の安定を図る

- 入浴をすることで全身の清潔を保持し、体が温まり新陳代謝を活発にさせ、血液の循環を促進させる。また、適度な疲労が食欲を増進させ、便通を整え、安眠を促進させることにも着目し、「入浴」を健康的な生活を送るために必要なものとして捉えて実施する。
- 「入浴」の持つ心理的効果にも着目し、入浴剤等も活用しながら心身共にリラックスできる和やかな雰囲気を作り、スキンシップを取りながら情緒の開放や安定を図るよう配慮する。(入浴剤の使用等)
- 利用者が裸になる機会を利用し、全身の傷や皮膚疾患(湿疹、水虫)等の チェックを障がい程度に関わらず確実に行い、全職員が利用者個々の全身的 な健康情報を共有する。また、利用者個別の体調によって入浴内容を適宜調 整する。
- 安全に配慮し、使いやすく、清潔で、快適な入浴環境を整える。特に職員 間の連携を強化し、入浴時の事故防止対策を推進していく。(浴室と脱衣場 などの温度差配慮、お湯・シャワー温度の事前確認、転倒防止材等)
- 機械浴に関しても上記同様の支援を行なう。

オ、 身だしなみ

個人の意向を踏まえ、個性を尊重した身だしなみを支援する

- 髪型や服装については本人の好みを尊重するが、服装の乱れなどについては必要に応じてその都度助言をし、身だしなみへの意識を高める。
- 気候の変化や体調に応じた身だしなみができるよう、衣類の整理や季節に応じた衣替えを行う。また、年齢に応じた服装に配慮する。
- 月2回地域の理容師に来訪してもらい、利用者の理美容を実施する。
 また、可能な利用者は生活圏の拡大や自立支援の一環として地域の理美容店の利用をさらに推進していく。

力、美化・環境

快適な居住空間をつくる

- 居室は個人にとって使いやすく、居心地が良いよう工夫する。原則として居 室清掃は利用者個々の日課とするが、職員が定期的に確認を行い、必要に応 じて支援する。
- 職員が模範となり共有スペースを利用者が自発的に清掃するよう支援する。
- 快適な生活空間を作るために、室温、湿度の調整や換気の状況を職員間で連携を取りながら確認し、調整していく。
- 週1回リネン交換実施(必要に応じて随時)館内(床面)消毒は適宜実施。手すり・ドアの取っ手の消毒は毎日実施。
- ・ 衛生保持の為、定期的に居室・及び共有スペースのエアコン清掃を行う。
- 年間2回床面清掃を委託業者依頼し館内美化に努めて行く。
- 利用者高齢化に伴い手すりの設置介護ベッドなど安全面の整備を行なう。

キ、 余暇時間・外出

日常生活が豊かに、楽しく、やすらぎの時間となるような余暇の充実を図る。また、外出体験をすることによって、精神的活性化を促し、生活の変化を楽しむ

- 行事・クラブ以外の日常的な余暇やレクリエーションについては、個人の好きな時間・環境を尊重しながら、興味や関心を引き出すようなプログラムを提供し、利用者の希望も取り入れて自ら楽しめるように支援員が計画実施する。 (カラオケ・映画鑑賞等)
- 外出先、外出方法の決定などについては利用者個々の希望を反映させつつ、 画一的なものとならないよう工夫していく。また、余裕を持った計画立案を 行う。
- 単独外出が可能な利用者については家族の同意を得て実施する。また、単独 では外出が難しい方も、グループ外出などにおいて外出機会を増やす。
- 利用者が個別・グループで希望し、職員が付き添う個別・グループ外出においては職員の入場料・鑑賞料を利用者負担とする。他利用者と不均衡にならぬよう配慮する。

ク、 利用者への情報提供と利用者自治会

1 情報提供

わかりやすく情報を提供することで、利用者が見通しをもって生活が出来る ように配慮する

- あゆみの会(利用者自治会・第1土曜日午後に開催)、利用者朝礼などで一日の見通しを持った情報提供を行う。
- 各種行事やイベント案内、献立表などは文字、写真、絵などを交え、個々の利用者にあった情報提供の仕方を工夫する。
- 利用者が自由に新聞や雑誌などを見ることができるよう職員が配慮する。

② 利用者自治会

施設から与えられるだけの受身的な生活ではなく、利用者が自分たちの生活 を自ら考え、意見を言い、自ら工夫し、自ら実践できる機会を作る

- 利用者の自治会はその名称を「あゆみの会」とし、利用者自らが意見を言い、生活を創造できる場、職員との情報交換の場として実施する。
- 自治会は毎月第1土曜日に開催し、「会長」「副会長」を選出し、職員は利用者が主体的に会を運営できるように支援する。
- 職員は自治会が形だけのものにならないよう、利用者自治会においてリクエストメニューや入浴剤等を選んで頂く機会を作り、常に会の活性化を図るよう意識して支援する。

ケ、 日中活動

日中活動は、利用者の生活のリズムを作るという意味でも重要な活動である。従って利用者に合った活動を提供することで生活の充実や社会自立を 促す。

• 活動には受注的な活動を取り入れ、純利益については利用者に還元してい く。日中活動については、以下のように取り組む

1 園芸活動班

園芸作業や個々の能力に応じた室内作業に取り組み、情緒の安定・能力の維持・向上を目指す

- 植物の育成を通じ、自然にふれる事の楽しみや植物の育成過程を知ると共に 成長や収穫を楽しむ。
- 自主生産品(ハーブ加工品・草木染め商品・ビーズ商品)の作成や個別支援 の作業に取り組み、個々の能力を維持する。

2 創作活動班

自主生産品の作成・機能訓練を通じて残存機能の維持・向上を目指す。

自主生産品作成・その他作業

- 自主生産品の作製に関しては、利用者一人一人のペースや能力に合わせ作業 を提供する事で伸び伸びと作業をして頂く。また、手先を動かす事によって脳 の活性化を図り、残存機能、能力の維持・向上にも繋げていく。
- 具体的な活動内容:ビーズ・布製品(自主生産品)・UVレジン・軽作業班が行っているような物、個別支援サービスなど

③ スヌーズレン班

視覚・聴覚・触覚・嗅覚等の感覚器官刺激する環境設定を取り組むことで心 身のリラックスや情緒の開放を図る。

A) スヌーズレン活動

- 専用機材・音楽を使用して利用者の感覚刺激に結びつけ、静や動を使い分けた環境つくりを行う。それによって利用者の主体的活動を促し、情緒の開放を図り、安定を促しリラックスした心地よい状態にする。職員は利用者に対して受動的にかつ共感性をもって利用者にアプローチして行く。
- 年度末には慰労会を実施する。

B) **音楽活動**

- 活動参加利用者使用の CD と楽器購入
- 音楽ボランティアの依頼及び来園交渉
- 音楽鑑賞外出の計画と実施

4 散歩活動班

一定時間歩く事で、体力の増進や歩行能力の維持、情緒の開放を促す。

- 親水公園等を長距離・短距離で利用者のペースに合わせ散歩する。
- 散歩を行う事で、四季や自然の息吹を感じてもらう。
- ・雨天時や夏季時期は無理をせず、個別プログラムとして園内歩行・ ストレッチ・他班への参加等を行う。

5 軽作業活動班

個々の障がいの特性や能力に適した活動を提供し、能力の維持・安定・向上を目指す。

- 作業という枠にとらわれずに、個人に合った活動・環境を提供し、落ち 着いて取り組める活動時間を確保する。
- 他班に所属する利用者も流動的に受け入れ、個人の可能性を拡げると共に、気分転換を図る。

- 残存機能・能力・手指巧緻性の維持・向上を目指した支援の提供をする。
- 季節に合わせた制作物を作成する時間を設け、四季を感じて頂く。

コ、 クラブ活動

余暇援助の一環として、クラブ活動を実施する。参加は利用者の意向を踏ま え、利用者が自発的に参加できるように支援する

- 原則として利用者は自由参加とし、重複しても構わないものとする。種類は 以下の通り。
 - ① 調理クラブ (毎週金曜日実施)
 - 利用者の余暇の一環として実施しおやつの調理を行い試食する。
 - 園外の施設を利用し調理実習を行い試食する。(年間2回)

② フライングディスククラブ(毎月、第2・4金曜日実施)

- 大会参加を視野に入れ練習を積み重ね大会へ参加する。
- 大会参加者以外の方も対象として行う。
- 競技内容はアキュラシー・ディスタンス

③ 外食クラブ(毎月、第1・3金曜日実施)

- 利用者の希望を聞き取り、昼食を挟んだ外出計画を立て実施する。
- 長時間外出する事が難しい利用者は昼食のみの外出を提供する。
- 基本、公用車を使用するが利用者の状況に応じて公共機関を利用する。
- 見学料等が発生した場合は職員分は利用者負担とする。

サ、 預かり金

利用者本人もしくは家族よりお小遣いとしての「預かり金」を頂戴し、「預かり金管理規程」に添った形での適正な管理を実施する

• 支出の際は原則として、ご本人もしくは家族の了解のもとに実施し、 支出の報告は管理規程に則り定期的に報告する。

2. 健康管理

|利用者、職員の健康管理をする|

- 嘱託医(内科)や精神科、あるいは歯科の担当医師と連携をとり、継続的 または随時に、利用者の健康管理支援を行う。
- 耳鼻科、眼科、皮膚科、婦人科(乳癌を含む)等は随時健診または受診を 行う。
- 薬の管理、確認を行う。また、継続して服薬し、施設で通院している利用者については、定期受診を行う。
- 早期発見、早期治療(各職員と協力しての利用者の状態把握)をする。
- 感染症対策を実施する。(二次感染防止)
- インフルエンザ予防接種を実施すると共に施設内流行を防ぐための措置を 講ずる。・定期健康診断(入所者・職員 年2回)を実施する。

3. 栄養管理

家庭的で、おいしいバランスのとれた食事を提供する

ア、目的 多くの利用者にとって、「食事は楽しみのひとつ」であることを認識し、 それを踏まえ嗜好調査や昼食ラウンドを実施し利用者の要望を反映し、かつ利用者 のニーズに応じた四季折々の旬の食材を用いたメニューを提供し、飽きの来ない献 立の提供をする。全体的な体調変化の傾向や利用者の個々の状態(肥満、痩せ、嚥 下能力、誤飲、誤嚥体調不良など)に合わせ各職種と連携をはかり、臨機応変に対 応する。健診後の結果などを検討し、摂取カロリーの見直しを随時行う。

給食会議では、各部署と意見交換し、調整を行う。

毎月1回献立会議、給食会議を開催する。

調理に関しては今年度も業者委託とし、施設栄養士、委託栄養士、調理師調理員間で連携を取りながら個人個人にあったバランスの取れた適正な食事を提供する。

イ、食事区分

「日本人の食事摂取基準」2015年版に従い栄養所要量の改定を実施。

一般食…1800kcal~2250kcal・ 特別食…1000kcal~1600kcal

ウ、食事形態

- 普通食、一口大、一口大の半分、粗キザミ食、超キザミ食
- 2種類の『献立表』や、『給食だより』を掲示して栄養に関する情報を提供する。 ※食事形態は、加齢と共に咀嚼、嚥下が困難な方のために「とろみ剤」を 使用し提供する。
 - ※今後は、必要に応じてソフト食の導入を検討していく。

栄養所要量 2100kcal

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄分
2100kc	65g	50g	700mg	11mg
a l				
ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食塩相当量
900μgR	1. 40mg	1.60mg	100mg	8 g
AE				

1900kcal

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄分
1900kc	60g	45g	650mg	11mg
a l				
ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食塩相当量
850μgR	1. 30mg	1. 50mg	100mg	8 g
AE				

1600kcal

エネルギー	たんぱく質	脂質	カルシウム	鉄分
1600kc	55g	40g	600mg	10mg
a l				
ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食塩相当量
800μgR	1. 20mg	1. 30mg	100mg	7 g
AE				

- ※ ビタミンAの単位がレチノール活性当量に変更になっている。
- ※ 昨年度の塩分表記から食塩相当量に変更している。 食塩相当量とは、食品のナトリウム含有量から以下の式で、 計算された値です。

食塩相当量(g)=ナトリウム(mg)×2.54÷1000

4. 事務・経理

「適正な経理や施設の設備管理を行うことで、施設の円滑な運営を図る]

- 予算に則った執行が行われているかを常に確認、報告すると共に、透明性が 高く堅実な事業運営が図れるよう適切な会計処理を行う。
- 障がい者総合福祉法及びその他の障がい者施策について適宣必要な情報を収 集、分析して周知する。
- 中・長期計画策定及び将来的な事業展開等、法人全体としての動向に付随する事務管理について必要な情報を収集、分析して報告する
- 設備・備品の保守及び修繕等の維持管理を予算に即して処理する。• 各規程 に則った帳票の設備、管理を行う。

5. 理学療法

|利用者の身体機能維持・向上を図る|

- 毎月2回来園し利用者の身体機能の状態を把握し日々のリハビリについて 支援員へアドバイスを行う。
- 中軽度の利用者の方への集団運動プログラムの提供。
- 可能な方へ運動機能テストや定期的に問題行動チェックを行い、利用者の 状態を把握して行く。

第5章 委員会・会議・研修

1. 委員会活動

支援・看護・栄養・事務の各部署の職員が協力することで、施設が機能的に 運営されるように委員会を設置する

ア、虐待防止・苦情解決委員会

障がい者虐待防止法施行される事により園内での虐待防止へ向けた周知・啓発を行う。利用者・ご家族・地域からの苦情に対して窓口を設置し第3者委員や相談支援事業所等と連携し早期解決を図る。また、セクシャルハラスメント防止窓口も含む。

- 障がい者虐待防止について周知・啓発
- ・ 施設・地域における障がい者虐待防止チェックリストを年1回実施
- 園内虐待防止に関して第3者委員協力のもとアンケート調査・結果・報告 (年間2回・4月・10月)
- 職員に対してセクシュアルハラスメントアンケートを実施(12月)
- 虐待防止及び権利擁護研修の参加し研修報告作成周知

- 虐待防止アンケート調査を基に園内研修を含めたグループーワークを年間 2回実施。
- 第3者委員による全利用者聞き取り実施(月に3から4名)
- 毎月・利用者聞き取り実施(重度の方は2か月に1度)
- 苦情委員は聞き取りの際、必要に応じてアドバイスする。その場で難しい 案件の場合は委員会議及び職員会議で検討する
- 第3者評価による利用者、職員、家族の意向を分析して改善する。

イ、広報委員会

開かれた施設作りの一環として、広報機関紙やホームページを作成し、家族や地域、福祉関係者に園の運営状況をお知らせし、幅広い情報提供をする

- 年2回、広報機関紙を発行する。(6月・12月)
- ホームページの管理を行う。
- 写真、ビデオ等の記録管理を行う。

ウ、施設整備委員会

施設内の環境を整えることで、利用者がより快適な生活が送れるようにする

- 物品の発注(週1回)・リネン庫の整理(適宜)
- ・ 館内フィルター清掃の実施(年間2回大掃除の際)
- 大掃除 (年間2回・夏・冬帰省期間中)
- 車椅子点検(2か月に1度業者対応)
- 館内椅子の安全確認(適宜)

工、 衛生健康管理委員会

生活の中で健康に留意すると共に、衛生的で健康的な生活が送れるように環境設定や具体的な支援を行う

- 手洗いやうがい、ハンカチ携帯を習慣化・徹底するために、利用者自身が 健康に対して関心が持てるようなポスターへ常に更新する等、利用者意識 の向上を心掛ける。
- 全体で連携を取りながら定期的な衛生チェックをすると共に体調不良者の 発見・対応がスムーズに実践できる環境作りを行う。
- 健康に対する意識を高める為に、あゆみの会を通じて啓蒙していく
- 会議での提案や資料の配布などを通じて、職員に感染症に対する知識を伝える。

オ、 リスクマネジメント委員会

事故あるいは事故を未然に防いだ事例の情報を公開、蓄積、共有することで今後発生しうる重大事故を未然に防止し、以後の安全確保に役立てる。

- 事故報告書、ヒヤリハット報告書を分析し、「なぜそのような状況が生まれたのか」を一つ一つ検証することで2度と同じ事を繰り返さぬよう具体的な対策を講じる。職員会議の場のみでの周知ではなく、必要に応じて男女ミーティングでも議題として取り入れ、周知徹底、具体的対応の検討、再発防止を図る。
- リスクマネイジメントに関する研修に参加し、他施設等の状況を参考にハー

ド面・ソフト面で改善が必要と思われるものは提案して行く。

• 必要に応じ園内研修、学習会を実施する。

ク、防災委員会

火災や地震等の災害時に人命の安全を守るための準備・訓練・環境整備を 行う。

- 夜間想定を含めた避難訓練を年間4回実施する。
- ・ 職員を対象とした防災教育を実施する。(9月) 救命救急講習を含む
- 地域消防署と連携を取り、年1回防災講話を実施する。(5月)
- ・ 防災設備等、法定点検は年に2回業者依頼実施(8月・2月)
- ・ 非常食の管理を行なう。

2. その他の業務分担

業務の円滑化のために、各種委員会活動の他に各種業務担当をおく

(1) 運営関係

ア、 年間まとめ担当

• 事業計画に沿って、あゆみの園における日課や日中活動における問題点を整理し利用者個々に見合った日課や日中活動を考察・研究・調整、提案する。(役職打ち合わせで検討)

イ、 新事業研究(中長期計画策定)担当

- 中長期計画策定に伴う計画立案、準備、実行を行う。
- 障がい者総合支援法が施行され施設のあり方を研究・提案する。 (現場の意見を把握した上でリーダー会議・理事会で話し合う)

ウ、第三者評価担当

• 第三者評価に関して、実施評価機関との連絡調整を行う。

3. 会議

円滑な施設運営と利用者支援を実施するために、各種会議を開催し、情報の 伝達、共有化及び意見交換や討議を行い、施設としての意思決定を行う

会議については、原則として以下の様に開催する。但し、緊急に話し合いが必要な場合は、随時臨時の会議 または打ち合わせを実施する。また、出席者については下記以外の職員でも必要に応じて召集することがある。必ず会議録を作成する事。

会議の種類

会	議	名	開催日	時間	出席者	協議する事項
リー	ダー	会議	第1木曜日		理事長、施設長、 係長、支援主任	施設運営について 新事業について

職員会議	第1木曜日	16:10 ~17:30	全職員	施設全般の運営に関して 各活動報告や研修報告を 含む
支援会議 (ケース会議 を兼ねる)	年間8回	16:10 ~17:30	施設長、支援員 看護師、栄養士、 他必要に応じて	支援サービスの全般について
役職打ち合わせ	年間6回	16:00 ∼17:30	施設長、支援主任リーダー・サブリーダー	生活全般・提案 利用者について
給食会議	第3木曜日	14:00 ~15:00	施設長、係長、 支援主任、栄養士、 看護師、支援員、 委託業者	利用者の食事について 給食全般の打ち合わせ
献立会議	第1月曜日	14:30 ~15:00	施設長、栄養士 支援員、委託業 者	献立について、食材のか ぶり、マンネリ防止等
グループ 打ち合わせ	年5回	13:45 ∼15:00	グループリーダ - • 担当支援員 等	個別支援計画の立案 見直し・まとめ
男性・女性 ミーティング	年4回	16:00 ∼17:30	支援員	利用者の状態把握と 支援の方向性の確認。
各種委員会	年間2回		担当者	各種委員会について
虐待防止• 苦情解決会議	年間6回 (4・7・9・10・ 12・2月)	第2火曜	委員会メンバー	利用者の身体拘束状況の 確認等
リスクマネイ ジメント会議	第2木曜日	10:00 ~11:00	委員会メンバー	ヒヤリハット報告・事故 報告検証と対応策につい て
日中活動班	年間2回		各活動班 メンバー	活動について
クラブ活動	年間 2 回		各クラブ メンバー	活動について

苦情解決委員会・・・利用者聞き取り調査は毎月行う。 (但し重度利用者に関しては担当職員より2ヶ月に一度調査する)

役職打ち合わせとグループ打ち合わせは簡易まとめ作成。

4. 研修

専門的な支援をするために職員研修を実施する

- 知識、技術の向上を目的とし、適正に応じた外部研修の機会を作り 年間で支援員は必ず1回は外部研修に参加する。
- 園内研修は年間4回企画し実施する。
- 研修後は1週間以内で報告書を提出し全職員閲覧する。

第6章 家族・地域との関わり

1. 家族との連携

利用者支援を効果的に実施するために、家族には施設の運営方針を理解して 頂く。また、施設は家族の意向を踏まえながらお互いの連携を図る

- 家族へは常に速やかな報告や連絡、相談を行い、コミュニケーションを 図る。また、毎月の家族定例会や年2回の家族の集いにて各種報告や事業 計画等の説明を行う。
- 家族会と連携をとり、随時施設の情報を連絡し理解と協力を求める。また、 ご家族からの要望があれば丁寧に対応し、状況に応じて相談支援事業所及び ケースワーカーと連携して対応にあたる。
- 通院・薬の変更については看護師より家族に連絡を行う。

2. 短期入所

地域の社会資源としての役割を認識し、地域の在宅障がい者を受け入れることで地域福祉の推進を図る

- 「短期入所受け入れマニュアル」に沿って受け入れ調整、実績報告を行う。
- 初めて利用される方については練習期間を経て長期利用して頂く。

3. ボランティア

開かれた施設作りの一環として、地域のボランティアを受け入れ活動の場を 設け、利用者との交流を図ると共にボランティアの育成を図る

- 「ボランティアの手引き」に沿った受け入れ、調整、実績報告を行う。
- ボランティアの拡大と定着を図る為、各学校への案内と定期的なボラン ティアには予定表を郵送し継続的なボランティア活動が行えるように配慮 する。
- ボランティア受け入れはボランティア担当が窓口として連絡調整する
- ボランティアには定期的に園のアンケートを記入して頂き、それを元に園全体の改善点について会議で報告・検討する。
- 年間を通して定期的なボランティアを5名受け入れて行く事を目標とする。

4. 実習生

次代の福祉従事者の学習の場を提供すると共にその育成をする

- 「実習生マニュアル」に沿った受け入れを実施する。受け入れは実習生の 期間や人数を考慮し、受け入れ可能な範囲で行う。
- 実習生の指導、助言を通じ、現在の支援を振り返る機会としてとらえ、より 良質なサービスの提供につなげていく。
- 目標として年間10名程度の実習生を受け入れていく事とする。

5. 地域交流

地域の中の施設という基本的立場を認識し、積極的な地域交流を図る

- 町会に加入し、町会行事などに積極的に参加する。また、日課の散歩などで 地域に出る機会を増やし、地域の商店や公園、神社、図書館等の社会施設も 積極的に利用する。更に、地域のまつりや自主生産品出張販売の機会増加、 各種福祉施設等とのネットワーク拡充にも積極的に取り組み、地域交流の充 実を図る。
- 地域交流の一環として、あゆみの園まつりを家族会と協力して行う

第7章 防災計画

利用者の安全確保のために、防災訓練をはじめ防災対策を講じる

- 防災計画に基づき、耐震対策を含め、24時間の安全を確保する。
- 夜間想定を含めた防災訓練(地震を含む)を年間4回実施する。
- 職員を対象にした防災教育を実施し、日常業務中の災害事故発生を防止 する。
- 防災設備等の法定点検は年2回点検業者に依頼し行う。
- 地域との防火協定を結び、年1回合同防災訓練を実施するか合同避難訓練に 参加する。

第8章 年間行事計画

利用者、職員が行事を主体的に参加することで季節を通じた行事を体験し、 また、外出計画、地域交流を実施することで、生活の中に変化と潤いを持た せる

※行事に関しては以下のように取り組む

- なるべく全利用者が楽しめるように、内容においては工夫と配慮をする。
- 行事は利用者と職員が協力して、準備、進行、片付けなど行い、利用者が主体的 に行事を楽しむ配慮をする。
- 行事でボランティアを必要とした場合はボランティア担当が募集する。

行事予定

月	行 事 予 定	月	行 事 予 定
4	日帰り旅行1班	11	一泊旅行2班・ハロウィン
5	ゴールデンウィーク行事・端午の節句	12	クリスマス・冬休み・餅つき・ゆず湯
	菖蒲湯・一泊旅行 1 班・フライングディスク大会		
7	日帰り2班・七夕・盆踊り	1	初詣
8	花火会・夏休み・フライングディスク大会	2	節分・江戸川区ボウリング大会
	お神輿来園・盆踊り		
9	あゆみの園まつり	3	ひなまつり

※招待行事はその都度検討する。

第9章 勤務時間

職員(パートを除く)の勤務時間については、原則として以下の通りとする。 それ以外の勤務時間の変更については、そのつど上司の了解を得る。

	勤務時間	休憩時間
日勤		
施設長	8:45~17:45	12:00~13:00
看護師	8:45~17:45	12:30~13:30
事務員	8:45~17:45	分割休憩 30 分×2
栄養士	8:45~17:45	13:30~14:30
日勤(支援員)	8:45~17:45	12:45~13:45
早番	7:00~16:00	11:45~12:45
遅番	11:45~20:45	15:00~16:00
夜 勤	16:00~翌日 10:00	※印 参照

休憩時間 ※基本夜勤者は 16:00~翌 10:00 において、2 時間の休憩時間。

第10章 情報公開と情報管理

1. 施設の情報管理と情報公開

開かれた施設としての情報公開をする

- ホームページ、広報誌等を使って施設の最新情報を公開していく。また、施設の出入り口に外看板を設置し、施設情報を近隣住民に随時公開する。
- 第三者評価の評価結果公表を踏まえ、サービスの改善に努めて行く。

2. 利用者の個人情報の管理

個人情報については厳重にかつ適正に管理する

- 個人の情報の管理については、鍵付きのロッカーで保管するなど第三者が 自由に閲覧できないように厳重に管理する。
- 不要になった書類で、役職員や利用者の名簿、または住所や氏名、障がいの程度などの記載されているもの等は必ずシュレッダー及び年度末に業者に依頼して処分してもらう。
- 外部に個人の情報を提供する時は、利用者本人もしくは家族の同意を得る。
- ホームページや広報誌などで、外部へ氏名及び写真を公開するときは、事前に本人または家族の了解を得るものとする。
- 共有しているパソコン内のデータ管理に関しても施設として大切なデータである。退職者のデータは施設長が確認し必要な物は各担当へ引き継ぐ。

第11章 生活時間 生活介護事業 (網掛けは施設入所支援事業

	月	火	水	木	金	土	日			
7:00		起床、洗面、身支度								
8:00			朝1	食→歯磨	き→トイレ	,				
9:00		清	情掃、リバ	ビリ		団欒				
9:45			朝礼			朝	礼			
10:00	散歩軽作業	散歩軽作業グッド通院	散歩創作	散歩買い物グッド通院	散歩 軽作業 外食クラブ (10:30 ~14:00)	リネン交換 機械浴 グッド通院	機械浴			
12:00			昼食			昼食				
13:45	園芸 散歩 機械浴	創作 園芸 機械浴	スヌーズレン 散歩 機械浴 月2回 歯科往診	創作 園芸 スヌーズレン 散 機械浴	クラブ 外食1・3 FD2・4 調理毎週 機械浴	リネン交換 あゆみの会1 絵を描きま しょう会3 ティータイム 買い物	余暇機械浴			
15:00			おやつ		,	おやつ	ティータイム			
16:00	入浴	余暇	入浴	余暇	入浴	余暇	入浴			
18:00		夕食								
19:00		団欒								
20:00			克	就寝準備	→消灯					

用語解説

生活介護事業: 主として平日の日中に常時介護を必要とする障がい者へ

入浴や排泄、食事等の介護や、創作活動、生産活動等の機会を提供

する福祉サービスのこと。

施設入所支援事業: 主として休日、夜間に在宅生活が困難となった方を受け入れ、住ま

いの提供と日常生活に必要な介助を行う福祉サービスのこと。

短期入所事業: 在宅の障がい者を介護している保護者等が疾病等の理由により介

護ができなくなった時に、障がい者を一時的にお預かりするサービ

スのこと。

ノーマライゼーション: 障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中

で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべ

き姿である、という考え方のこと。

機械浴: 歩行困難の方や浴槽内での座位が保持できない方が機械を使って

浴槽に入る設備のこと。

アセスメント: 支援の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知り、

そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認

すること。

モニタリング: 一定期間を定めてサービス計画の見直しを行うこと

自助具: 心身機能、身体構造上の理由から、日常生活で困難を来している動

作を、可能な限り自分自身で容易に行えるように工夫された道具の

こと。

食事箋: 食事療法を行うため医師の指示内容を示した書類のこと。

リネン: シーツなどの寝具やタオルなどの総称。

アイロンビーズ: 円筒状の色とりどりのビーズを並べて絵などを作り、アイロンを当

て溶かし接着する自主制作品のこと。

残存機能: 障がいがあっても、活用することのできる残された機能のこと。

スヌーズレン: 視覚・嗅覚・触覚などの感覚刺激空間を用いて彼らにとって最適な

余暇やリラクゼーション活動を提供する活動のこと。

フライングディスク: プラスチック製の円盤状のディスクのことで、一般にはフリスビー

という名称で呼ばれる。

アキュラシー: フライングディスクの競技の一つで、スロー・コントロールの正確

さを競うもの。

ディスタンス: フライングディスクの競技の一つでディスクの飛距離を競うもの。

キザミ食: 噛む力が弱い人のために、食物を小さく刻んで食べやすくした食事

形態。刻む大きさにより粗キザミ食、超キザミ食などがある。

理学療法: 身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回

復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気療法、マ

ッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること。

障がい者総合支援法: 障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むこ

とができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付を行い、もって福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会

の実現に寄与することを目的として施行された法律。

障がい者支援区分: 障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準

的な支援の度合いを総合的に示すもの。非該当(支援の度合いが低

い)から区分6(支援の度合いが高い)に分類される

ケースワーカー: 困難な課題をもった対象者が主体的に生活できるように支援、援助

して行くソーシャルワーク(社会福祉援助技術)のこと。

ヒヤリハット: 重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくないー

歩手前の事例の発見のこと。この段階で対策を行なって事故発生を

未然に防ぐことを目的としている。

あゆみの会 利用者の利用者による利用者のための自治会。毎月一回定例会を開

催し、利用者からの施設への要望とりまとめなどを行っている。

指定特定相談支援事業者 障害者等が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画

を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うため

の市区町村が指定する事業者。

成年後見人制度: 精神上の障害 (知的障害、精神障害、認知症など)により判断能

力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立て

をして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。